

令和5年流山市教育委員会議第6回定例会会議録

- 1 日 時 令和5年6月15日（木曜日）  
開会 午前10時00分  
閉会 午前10時50分
- 2 場 所 流山市役所 庁議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美  
教育長職務代理者 杉浦 明  
委 員 宮田 義則  
委 員 山本 正子  
委 員 羽中田 彩記子  
委 員 宮本 尚子
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 大塚 昌浩  
学校教育部長 南 暁男  
生涯学習部長 竹内 繁教  
教育総務部次長兼学校施設課長 吉田 瑞穂  
生涯学習部次長兼生涯学習課長 石川 博一  
教育総務課長 鈴木 貴之  
指導課長 郡司 美紀  
いじめ防止相談対策室長 木藤 潔  
スポーツ振興課長 小池 昌樹  
公民館長 寺門 宏晋  
図書館長 伊原 純子  
博物館長 秋谷 大和

- |   |       |               |        |
|---|-------|---------------|--------|
| 7 | 事務局職員 | 教育総務課長補佐      | 遠山 美保  |
|   |       | 教育総務課庶務係長     | 大田 千絵美 |
|   |       | 教育総務課主事       | 島根 壮樹  |
|   |       | 教育総務課会計年度任用職員 | 寺坂 真佐美 |

## 8 議案等

- 議案第30号 令和5年度教育費補正予算案について
- 議案第31号 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第32号 流山小中学生専用なやみホットライン相談員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 報告第6号 臨時代理の報告について（流山市いじめ対策調査会委員の委嘱について）
- 報告第7号 臨時代理の報告について（流山市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について）
- 報告第8号 臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 協議 カ 教育財産の目的外使用について（流山市立小山小学校）

## 9 議事の内容

（開会 午前10時00分）

田中教育長

ただいまから、令和5年流山市教育委員会議第6回定例会を開会します。  
まず、令和5年流山市教育委員会議第5回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘がございますか。

（特になし との声あり）

田中教育長

特になしということですので、承認ということにします。  
これより議事に入りますが、議案第30号「令和5年度教育費補正予算案について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項です。よって、流山市教育委員会議規則第13条第1項の規定により非公開としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし との声あり）

田中教育長 御異議なしと認めます。よって、当該案件につきましては非公開とします。それでは議事に入ります。

議案第31号「流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

教育総務部長 (令和6年度から新たに設置する市野谷小学校区学童クラブ及び南流山第二小学校区学童クラブの定員を定める旨の説明)

本議案は、令和5年2月9日の流山市教育委員会議第2回定例会議案第7号において原案が可決された「流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に位置付けした「市野谷小学校区学童クラブ」と「南流山第二小学校区学童クラブ」の定員を定めるもので、第2条第1項の表に、市野谷小学校区学童クラブ280名、南流山第二小学校区学童クラブ228名を加えるものです。なお、施行日は令和6年4月1日としております。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

羽中田委員 おおたかの森小学校区学童クラブが400名ということで、非常に多い人数になっていますが、市野谷小学校にこれが少し移動するということになるのでしょうか。

教育総務課長 おおたかの森小学校から市野谷小学校に移る児童は、市野谷小学校の学童クラブに通うこととなります。

羽中田委員 これにより、おおたかの森小学校の学童クラブの混雑は解消されるのでしょうか。

教育総務課長 はい、多少は解消されることとなります。

羽中田委員 おおたかの森小学校区学童クラブの400名というのはあまりにも多いので、いくつかに分けるという計画はないのでしょうか。流山小学校などは第1、第2、第3と分かれて設置されていますが。

教育総務部長

おおたかの森小学校の学童クラブは、建てる当初から児童数の増加が見込まれていたため、1つの建物で10教室400名が入るように3階建てで造りました。古くからある小学校の学童クラブが第1、第2…とあるのは、最初に1つ施設があり、児童数の増加に合わせて新たに造っていったという経緯があります。おおたかの森小学校は、初めは学校内の教室を使っていましたが、児童数が増え収まりきらなくなったので、学童で使用していたところは教室にし、当初学童クラブの建設予定地だった場所に3階建てで10教室400名入る施設を造った、という経緯です。

羽中田委員

理解しました、ありがとうございます。

田中教育長

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第31号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第31号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第32号「流山小中学生専用なやみホットライン相談員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(流山小中学生専用なやみホットライン相談員の設置に関する規則(平成18年流山市教育委員会規則第11号)について、現在は定数を3名以内としているところ、職員の採用や勤務の調整を柔軟に行うことができるよう、定数、1週間の勤務日数及び報酬の規定を一部改める旨の説明)

子ども専用いじめホットライン相談事業の継続性、安定性を確保するため、相談員の採用や勤務の調整を柔軟に行うことができるように規定の一部を改

正するものです。詳細については、いじめ防止相談対策室長より御説明します。

いじめ防止相談対策室長

本市では、土日祝日及び年末年始を問わず、年中無休で毎日13時から21時までの間、小中学生からの電話による悩み相談に対応するための相談窓口を設置しています。現在、相談員3名のローテーション勤務により、毎日1名の相談員を配置している状況です。今般、相談員の方からも、年間の勤務日数を減らしたり、勤務日をより柔軟に調整できないかという要望・相談を受けているところであり、相談員の勤務時間が13時から21時までであったり、1人当たり週2～3日の勤務となっている現状の負担を軽減し、今後事業の継続性を確保していくために、次の改正を行いたいと考えております。

改正点について御説明します。第5条は、現在の相談員の人数「3名以内」を「7名以内」に改めます。相談員として任用できる人数を増やすことにより、1人当たりの勤務日数の軽減を図るためのものです。7名の根拠としては、第6条において、相談員の勤務日数を週1日以上と定めていたことから、最大で7名程度と想定し、7名に設定いたしました。第6条は、勤務日数を「週1日以上」とする規定について、「原則として」という文言を追記することにより、勤務ローテーションにおいて、個々の相談員の実情に合わせ、一定程度配慮して柔軟に運用できるようにするためのものです。また、第8条の相談員の報酬については、令和5年流山市教育委員会議第3回定例会において、流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則に定める給料表と連動する形で、8,619円とする改定を実施したところでした。しかしながら、今回の相談員定数の改定により、新たに相談員を任用することが想定され、その場合には、相談員の勤務年数に差異が生じ、一律に報酬金額を定めることができなくなります。そのため、個別の金額を記載するのではなく、新たに任用した相談員の号給を10号給と明記し、その後は給料表と連動する、という旨を定めたものです。ちなみに現在の相談員3名の勤務年数は、会計年度任用職員制度が創設された令和2年度から起算しているため8,619円となりますが、本年度中に、今後新たに任用した場合の相談員の日額は8,190円となる予定です。第8条第3項は、会計年度任用職員の規則に則り、相談員の号給の上限を定めるものです。

田中教育長	本案について質疑等ありましたらお願いします。
山本委員	流山小中学生専用なやみホットライン相談員の応募資格を教えてくださいませんか。
いじめ防止相談対策室長	条件として規定に定められているのは、まず子育てや子どもの指導経験を有し、相談業務が遂行できると認められること、2つ目として、健康で且つ意欲を持って職務を遂行できると認められていること、この2点です。
山本委員	相談員は、ここで相談された内容について、判断をしてつなぐという役割なのですか。
いじめ防止相談対策室長	相談した内容は逐次、いじめ防止相談対策室の指導主事若しくは私に連絡が入るような体制になっています。
山本委員	あくまでもお話を聞いて、そこで判断するのではなく、つなぐという役割ということですか。
いじめ防止相談対策室長	はい、そこは徹底しております。
田中教育長	ほかに御質問はありますか。
	(特になし との声あり)
田中教育長	質問がないようですので、議案第32号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
	(異議なし との声あり)
田中教育長	御異議なしと認めます。よって議案第32号は、原案のとおり可決することに決しました。 次に、報告第6号「臨時代理の報告について（流山市いじめ対策調査会委員の委嘱について）」を議題とします。報告理由の説明を求めます。

いじめ防止相談対策室長	<p>(流山市いじめ対策調査会委員の任期が満了することに伴い、新たに委員7名の委嘱について臨時代理した旨の説明)</p>
	<p>流山市いじめ対策調査会は、いじめ重大事態に係る調査及び審議を行うことを目的に、条例の定めにより設置している附属機関です。今般、調査会委員の任期が令和5年5月31日をもって終了したことに伴い、令和5年6月1日付けで新たに委員7名を委嘱いたしました。委員の任期は流山市いじめ防止対策推進条例第16条第5項に則り2年とされていることから、令和7年5月31日までとしております。議案書に記載のとおり、7名の委嘱となります。現在、委員の中で学校教員経験者を新たに委嘱するべく、学識経験者もう1名の委嘱に向けて作業を進めているところですが、現段階での委員7名の委嘱について、今般報告させていただきます。</p>
田中教育長	<p>本案について質疑等ありましたらお願いします。</p> <p>(特になし との声あり)</p>
田中教育長	<p>質問がないようですので、報告第6号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし との声あり)</p>
田中教育長	<p>御異議なしと認めます。よって報告第6号は、原案のとおり了承することに決しました。</p> <p>次に、報告第7号「臨時代理の報告について(流山市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について)」を議題とします。報告理由の説明を求めます。</p>
生涯学習課長	<p>(流山市青少年指導センター運営協議会委員のうち、欠員であった市民等について、青少年問題、青少年の健全育成に造詣の深い市民からの推挙があった。本人からも委員への着任の申出があったことから、同協議会委員の委嘱について臨時代理した旨の説明)</p>

流山市青少年指導センター運営協議会委員については、令和5年5月18日に開催された流山市教育委員会議第5回定例会において御承認いただいたところですが、定員16名に対し10号委員市民等に1名の欠員が生じていたことから、新たに令和5年6月1日付けで委嘱したものです。任期は令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間です。これにより、令和5年6月6日に開催しました流山市青少年指導センター運営協議会については、定員を満たしての開催となりました。また、女性委員については9名となり、全体に占める割合は56.3パーセントとなりました。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、報告第7号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって報告第7号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、報告第8号「臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」を議題とします。報告理由の説明を求めます。

博物館長

(公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について臨時代理した旨の説明)

令和4年9月16日に発生した公用車による物損事故により、相手方と令和4年11月17日に示談が成立し、和解及び損害賠償の額の決定について臨時代理しましたので、流山市教育委員会組織規則第5条第2項の規定により報告するものです。

事故の概要については、博物館職員が公務のため公用車で交差点を直進しようとしたところ、右折待ちのため右折レーンで停車していた相手方車両の左サイドミラーと当該公用車の右サイドミラーが接触したことによる当該相手方車両の物損事故です。発生日時は令和4年9月16日午後4時55分頃、

発生場所は流山市大字加4 9 9 番2地先の路上、相手方は千葉県柏市豊四季9 4 5 番4 2 0 共和工芸株式会社、解決方法は和解によります。和解成立年月日は令和4年1 1月1 7日、和解の内容は、相手方の損害額の全額を市が負担しました。損害賠償額は3 1, 6 2 5円です。

今回の報告については、もっと早い段階で教育委員会議に報告を行わなければならなかったのですが、失念をしており今回の会議での報告となりました。大変申し訳ございませんでした。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、報告第8号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって報告第8号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、協議カ「教育財産の目的外使用について（流山市立小山小学校）」を議題とします。協議理由の説明を求めます。

学校施設課長

(流山市長 井崎義治から流山市立小山小学校の校舎の一部を風向風速計の設置のため、使用したい旨の要望を受けた旨の説明)

本案は、おおたかの森地区の開発事業について、それが環境にどの程度影響を与えたのかを測るために、小山小学校に風向風速計を設置するというものです。これは環境影響評価法（環境アセスメント法）に基づいて行われる調査なのですが、おおたかの森地区はかなりマンション等高層の建物が多いため、ビル風を受けない小山小学校の屋上が最適であるということで、調査を行うまちづくり推進課から、令和5年6月2 2日から令和6年3月8日まで使用したい旨の申請を受けたことによる目的外使用許可となっています。なお、使用料は流山市行政財産使用料条例第4条の規定に基づき免除となります。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、協議力は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって協議力は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、各課等報告に移ります。指導課からお願いします。

指導課長

(令和5年度第71回流山市小学校陸上競技大会について)

生涯学習課長

(令和6年度成人式 ～二十歳の集い～ について)

スポーツ振興  
課長

(流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定について)

博物館長

(国登録有形文化財秋元家住宅土蔵保存修復工事について)

田中教育長

以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

特にないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。  
続きまして、先ほど非公開と決定しました案件に入ります。

(傍聴者がいないため、退席者なしで審議開始)

議案第30号「令和5年度教育費補正予算案について」

教育総務部次長、学校教育部次長、生涯学習部次長の説明後、審議に入り、

原案どおり可決された。

田中教育長

次に、非公開の各課等報告に移ります。いじめ防止相談対策室長からお願いいたします。

いじめ防止相談対策室長

(いじめ重大事態の発生報告、経過報告、調査結果報告について)

田中教育長

以上をもって、本日教育委員会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

以上で、令和5年流山市教育委員会議第6回定例会を終了します。

(閉会 午前10時50分)